



つまごいむら

農業委員会だより

第46号

令和2年3月16日

編集・発行／嬭恋村農業委員会 ☎ 0279-96-1256

農業委員会だより 発行にあたり



嬭恋村農業委員会

会長 小嶋 良一

今年の嬭恋村の冬は暖冬であり、雪が降つてもすぐに消え、二月下旬で畑仕事ができるような状態です。農家の皆様におかれましては日々ご健勝のことと拝察いたします。日頃より農業委員会活動に格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨年の嬭恋村は六月から野菜出荷が始まり、出荷開始から七月にかけては気温が低く出荷量も伸びませんでした。八月に入ると気温も上がり出荷量も増え、順調にキャベツの収穫が行われていました。しかし、出荷終盤を迎えた十月に、五百mm近い累計雨量を計測した台風十九号により、甚大な被害を受けることとなりました。吾妻川の氾濫により幹線道路の国道

一四四号線で橋や道路が崩落するなど村内各所の道路が通行不能となり、家屋の倒壊等も発生し、J R 吾妻線も土砂崩れで不通となるような過去最大級の台風災害となりました。農地等においても各地で被害が確認されたため、農業委員・農地利用最適化推進委員で協力して被害状況について調査を実施し、村へ報告させていただきました。被災された皆様へ謹んでお見舞い申し上げます。今年に入ると中国武漢市を始めとして発生した新型コロナウイルス感染症に関する報道がされており、感染の拡大や外国人技能実習生の受け入れ等の影響も心配されるとこ

ろです。関係機関からの情報等に注視いただき、予防対策の徹底など、感染拡大防止につながる行動が重要です。また、二月中旬より播種作業が始まっていますが、農作業事故の防止、安全管理の徹底に努めていただき、更なる農業経営の向上を図ってください。

嬭恋村農業委員会は本年7月19日に委員の任期満了を迎えることから、新しく選任される農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集を行って

おります。7月20日からは新たな体制による活動が始まることとなります。当農業委員会は関係諸団体と一丸となった取り組みの強化を図り、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携して「優良農地の確保と有効利用」、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消等「農地等の利用の最適化」に向けて活動してまいりますので、皆様方の一層のご支援ご協力をお願い申し上げます。



小嶋良一会長が令和元年度 永年勤続農業委員等表彰を受賞されました

この表彰は、群馬県の農政および農業振興に永年貢献された農業委員等に表彰されるもので、小嶋会長は農業委員として平成14年7月から通算17年以上、平成23年7月からは農業委員会長として現在まで8年以上にわたりご尽力いただいております。

群馬県農業委員会
活動推進研修会に
参加して



農業委員
竹淵 郁夫

令和2年1月23日、藤岡市
みかばみらい館で令和元年度
農業委員会活動推進研修会が
開催されました。農業農村の
振興発展に貢献した農業者に
表彰される農業振興船津賞に
中之条町の黒石正善さん、農
政・農業振興に永年貢献さ
れた農業委員等に表彰される
永年勤続農業委員等表彰に桐
生市農業委員会の鎌塚大作さ
ん、嬭恋村農業委員会から小
嶋良一会長が表彰され、研修
会の席上において表彰式が行
われました。

産を行う新規就農の方、耕作
放棄地をブドウ園に復活させ
た方の紹介がありました。

甘楽町では「一斉耕起の日」
と題し荒廃農地解消に取り組
んでいます。再生した農地は
農地中間管理機構を通じて借
り手に繋げ景観保全にも努め
ています。

「地域の将来を考えるため
の座談会（人・農地プラン）
の心得」と題した講演会では、
農地に関する様々な問題の解
決を図るために話し合いが重
要だと説明いただきました。

そのために、多くの人の意見
を聞きアイデアを出し合える
雰囲気をつくる。農地状況の
把握につとめ耕作放棄地や遊
休農地の予防を心がけるなど
農業委員の果たす役割の重要
性について講演いただきました。

嬭恋村農業委員会でも農地
転用、権利移動許可など様々
な活動に取り組んできまし
た。講演会に参加して、今後
も農業委員の活動などに努
め、また農業者としても先輩
方が懸命に守り繋いできた生
命の源、農作を守り食糧自給
率の維持向上に取り組んでい
きたいと強く思いました。



農業委員会活動推進研修会

エゴマ油で
村おこし



農業委員
熊川 禎

農業委員会で開催してきた
視察研修会で一番印象的な研

修会は、もう十年ほど前にな
りますが、福島県田村市で行
われた「エゴマ」についての
研修会です。

嬭恋村でも栽培の歴史は古
く「いくさ」と称し、種子を
炒ってすりつぶし、味噌など
を加えて、茹でたり、和えた
りして食べるのが一般的で
あったようです。

東北地方でもエゴマと云う
より「じゅうねん」と呼び、
食べると十年長生きできると
親しまれていたとのことであ
ります。

田村市には、嬭恋村農業委
員会で訪れたときには既に韓
国製の搾油機が導入されて、
市民であれば、誰でも有料で
搾油できるようになっていま
した。

搾った油の約60%が α -リ
ノレン酸であり、体内で分解
され、脳の神経細胞を活性化
させる働きがあり、認知症、
脳梗塞、心筋梗塞の予防、悪
玉コレステロール値の低下等
の効用があるとされ、健康に
良い油の一位は「エゴマ油」
とテレビ、週刊誌等で取り上
げられ、国産エゴマ油の人気
が高まって、予約注文が急増
し、思わぬブームでエゴマの

作付面積拡大に追われたとこ
ろもあったとのことでした。

嬭恋村でも、昨年に搾油機
が導入され、搾油に係る消耗
品代、ビンに詰める場合の容
器代の負担で搾油をお願いす
ることができませんが、搾油し
た油は自家消費に限られ、販
売することはできません。

エゴマ油の販売を目的とし
た事業等を実施し、エゴマ栽
培面積拡大による「遊休農地
解消」、食することで「健康
を保持」し、栽培意欲や所得
向上にもつながり、正に「エ
ゴマ油で村おこし」となるの
ではないか！



エゴマ搾油機

活動を振り
返ってみて



農地利用最適化推進委員
滝澤 明雄

一月に雪が解けた田んぼ周辺を見ながら地球温暖化が進んでいる事を感じました。地球温暖化の影響といわれる天災、台風十九号は婦恋村に甚大な被害をもたらしました。被災された方々は一瞬にして日常を奪われ、大変なご苦労をされたと思います。改めて被災された皆さまにお見舞いを申し上げ一日も早い生活の再建を願いたいと思います。

活動については、昨年九月、十月に農地パトロールを行いました。各地の農地利用最適化推進委員と農業委員で実施し、遊休農地・荒廃農地について調査しました。この問題は農地への進入路の狭さ（機械の大型化に伴う）、急な斜面にあり耕作困難であることなど、時代の流れとともに馬や牛がトラクターに変わり作

業の効率化が図られる反面、耕作困難な土地も生み出してしまっています。後継者不足の問題もあります。これらの問題は一朝一夕に解決できるものではありませんが、三年の浅間山の大噴火という天災から再生した婦恋村だからこそ、先祖の守ってきた土地のあり方について今後も皆さまで考えていきたいと思っています。



鎌原地区の農地パトロール

農地パトロールを
実施して



農地利用最適化推進委員
丸山 晃

農業委員会では、令和元年度農地パトロール（農地利用

状況調査）を九月から十月にかけて、農業委員、農地利用最適化推進委員及び事務局職員により、婦恋村各地区で実施しました。

①地域の農地利用の確認、②遊休農地の実態把握、③違反転用の発生防止・早期発見の3点を重点事項として、農地の利用促進につなげるための情報収集を目的として実施し、現状の確認と課題の協議を行いました。

私の担当地区である袋倉地区で感じた事は、耕作者の高齢化や後継者不足、立地条件等に加えて農家数の減少により、作付けされていた田畑が作付けされずに荒れていて、イノシシ等による鳥獣被害も目立ってきており、耕作放棄地から荒廃農地になりつつある田畑が、あちこちで年々増加している状態で、遊休農地の発生防止・解消等が必要であると実感しました。



袋倉地区の農地パトロール

農業者年金に加入しませんか

農業者の方なら幅広く加入できます

60歳未満の国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事している方ならどなたでも加入でき、農地を持たない配偶者や後継者等の家族従事者も加入できます。

積立方式(確定拠出型)の年金です

自ら積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる確定拠出型の積立方式で、加入者・受給者の数に左右されにくい、少子高齢化時代に強い安定した年金制度です。

保険料の額は自由に決められます

月額2万円から6万7千円の間(千円単位)で保険料の額を自由に決められ、農業経営の状況や老後設計に合わせて、いつでも見直すことができます。

終身年金で80歳までの保証付きです

原則65歳から「農業者老齢年金」を生涯受け取れます。80歳前に亡くなった場合は、80歳までに受け取るはずだった相当額が遺族に支払われます。

公的年金ならではの税制上の優遇措置があります

支払った保険料は、家族の分も含めて全額が社会保険料控除の対象になるので、所得税・住民税の節税につながります。また、運用益は非課税で、将来受け取る農業者年金には公的年金等控除が適用されます。

詳しくは… **農業者年金基金** 検索

<https://www.nounen.go.jp>

独立行政法人 **農業者年金基金** ●相談員 TEL : 03-3502-3199 ●企画調整室 TEL : 03-3502-3942

農業者年金の内容やご相談については、最寄りの農業委員会かJAまたは農業者年金基金にお問い合わせください。



《お問い合わせ先》婦恋村農業委員会事務局 ☎96-1256

複数市町村で営農する 認定農業者の手続が簡単になります！

複数市町村で農業を営む農業者の場合は、市町村に代わって**都道府県又は国が農業経営改善計画の認定手続**を一括で行います。(2020年4月)から実施)

※現在、認定を受けている農業経営改善計画の有効期間中は、直ちに都道府県又は国への認定申請を行う必要はありません。

国・都道府県認定が始まります！

従来、複数の市町村で営農する場合は、それぞれの市町村に経営改善計画の認定申請を行う必要がありましたが、営農区域ごとに申請先を一本化します。

▶A県のB市・C町・D村で営農している農業者が農業経営改善計画の認定申請を行う場合



国・都道府県認定の申請先

- 農業経営を営む区域が、複数市町村にまたがる場合、
- ・単一都道府県内に存する場合は都道府県知事
 - ・複数都道府県にまたがる場合は国(地方農政局長又は農林水産大臣)に認定を申請することになります。(農業経営を営む区域が単一市町村の範囲内の場合は、従来どおり市町村に認定を申請します)

【認定申請先】

農業経営を営む区域		認定庁
単一市町村の区域内		市町村長
複数市町村にまたがる	単一都道府県の区域内	都道府県知事
	複数都道府県にまたがる	
	単一地方農政局の管区内	地方農政局長
	複数の地方農政局の管区にまたがる	農林水産大臣

電子申請による手続も可能になります！

2020年4月から電子申請手続が始まり、オンライン申請が可能になります。国・都道府県が認定を行う申請は、2020年2月からオンラインによる申請準備(計画の入力)ができるようになり、2020年4月から受付を開始します。なお、市町村が認定を行う申請のオンライン化は、2021年度から順次拡大予定です。

お問い合わせ先

申請先	お問い合わせ先	住所・電話番号
関東農政局管内又は北海道・沖縄県を越えて営農している方	経営局経営政策課	〒100-8950 東京都千代田区霞ヶ関1-2-1 TEL:03-6744-2143
関東農政局管内(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県)で管内の県を越えて営農している方	関東農政担い手育成課	〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 TEL:048-740-0449
群馬県内で市町村を越えて営農している方	群馬県農政部 農業構造政策課 経営体支援係	〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1 TEL:027-226-3024